

編 修 趣 意 書

(教育基本法との対照表)

※受理番号	学 校	教 科	種 目	学 年
27-18	高等学校	公民科	現代社会	
※発行者の 番号・略称	※教科書の 記号・番号	※教 科 書 名		
104 数研	現社 320	改訂版 高等学校 現代社会		

1. 編修の趣旨及び留意点													
<p>(1) 教育基本法や学習指導要領における目標が達成されるよう、学習指導要領の内容や、その取扱いに示された事項に準じて編修した。</p> <p>(2) 現代社会に対する関心を深めて学習意欲を高めることができるようにし、正確な知識を習得して、日常生活や社会と積極的にかかわることができるようになることに留意して編修した。</p>													
2. 編修の基本方針													
<p>(1) 社会と人間に関する基本的な問題の学習をとおして、人間としての在り方生き方についてみずから考える力を養えるようにし、また社会に対して主体的に寄与しようとする態度を育成できるように配慮した。</p> <p>(2) 本文の記述にあたっては、学習内容を正確に理解できるよう、できるかぎり平易に、かつ簡潔になるよう配慮した。</p>													
3. 対照表													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">図書構成・内容</th> <th style="width: 50%;">特に意を用いた点や特色</th> <th style="width: 25%;">該当箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1編</td> <td>自然の生態系が持つ特徴や人類の活動が自然に与える影響を知り、地球規模で環境保全に取り組んでいかなければならないことを気付かせるような構成にした(第4号)。</td> <td style="text-align: center;">6～13 ページ</td> </tr> <tr> <td>生命科学やバイオテクノロジーの発展にともない提起されてきたさまざまな問題について、多様な角度から考察できるような構成にした(第4号)。</td> <td style="text-align: center;">22～29 ページ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第2編 第1章</td> <td>青年期の持つ意義や自己形成の課題について考えさせるとともに、将来の職業と生活を視野に入れながら青年としての生き方について自覚を深めさせるように展開した(第2号)。</td> <td style="text-align: center;">42～49ページ</td> </tr> <tr> <td>「善く生きること」「理性的に生きること」を目指した先人の思索を紹介するとともに、その先人たちがどのように社会に対していたかを考察できるようにした(第1号)(第3号)。</td> <td style="text-align: center;">50～59ページ</td> </tr> </tbody> </table>	図書構成・内容	特に意を用いた点や特色	該当箇所	第1編	自然の生態系が持つ特徴や人類の活動が自然に与える影響を知り、地球規模で環境保全に取り組んでいかなければならないことを気付かせるような構成にした(第4号)。	6～13 ページ	生命科学やバイオテクノロジーの発展にともない提起されてきたさまざまな問題について、多様な角度から考察できるような構成にした(第4号)。	22～29 ページ	第2編 第1章	青年期の持つ意義や自己形成の課題について考えさせるとともに、将来の職業と生活を視野に入れながら青年としての生き方について自覚を深めさせるように展開した(第2号)。	42～49ページ	「善く生きること」「理性的に生きること」を目指した先人の思索を紹介するとともに、その先人たちがどのように社会に対していたかを考察できるようにした(第1号)(第3号)。	50～59ページ
図書構成・内容	特に意を用いた点や特色	該当箇所											
第1編	自然の生態系が持つ特徴や人類の活動が自然に与える影響を知り、地球規模で環境保全に取り組んでいかなければならないことを気付かせるような構成にした(第4号)。	6～13 ページ											
	生命科学やバイオテクノロジーの発展にともない提起されてきたさまざまな問題について、多様な角度から考察できるような構成にした(第4号)。	22～29 ページ											
第2編 第1章	青年期の持つ意義や自己形成の課題について考えさせるとともに、将来の職業と生活を視野に入れながら青年としての生き方について自覚を深めさせるように展開した(第2号)。	42～49ページ											
	「善く生きること」「理性的に生きること」を目指した先人の思索を紹介するとともに、その先人たちがどのように社会に対していたかを考察できるようにした(第1号)(第3号)。	50～59ページ											

	先人の思索や日本の生活文化・伝統を紹介し、生徒自身の価値観や生き方への影響について気付かせるよう配慮した（第5号）。	60～65ページ
第2編 第2章	日本国憲法の理念やさまざまな権利について紹介するとともに、他者と共に生きる社会の実現にむけてどのようなことが大切なのかに気付かせるよう配慮した（第2号）。	80～89ページ
	日本国憲法にうたわれた平和主義の理念について紹介するとともに、その理念に基づき、日本人として、国際社会の平和に寄与する態度を育成できるよう配慮した（第5号）。	90～93ページ
	統治機構の基本的なしくみを理解することにより、現代の政治状況に対する見方を養うとともに、幸福・正義・公正の観点から解決策について考察できるような構成にした（第1号）（第3号）。	94～105ページ
	積極的に社会の形成に参画したり、政治に参加したりすることの重要性や意義を知り、これらに主体的に寄与する態度を育成できるよう配慮した（第3号）。	106～113ページ
第2編 第3章	経済の基本的な理論やしくみを理解することにより、現代の経済状況に対する見方を養うとともに、幸福・正義・公正の観点から解決策について考察できるような構成にした（第1号）（第3号）。	116～135 ページ
	これまでの日本経済の進展とその変化を紹介するとともに、中小企業や地域の経済、また農業が果たす役割の大切さについて気付かせるよう配慮した（第5号）。	136～145ページ
	日本の労働法制について、その施行内容や改正内容を紹介し、勤労や男女共同参画の意義について理解を深めさせるよう配慮した（第2号）（第3号）。	150～153ページ
第2編 第4章	国際社会のしくみを理解するとともに、世界の政治・経済をめぐる動向や日本との関係を概観しながら、日本人として、国際社会の平和と発展に寄与する態度を育成できるよう配慮した（第5号）。	162～195ページ
第3編	現代社会が抱えるさまざまな課題を考察するにあたって、どのような観点が存在するのかを具体例をあげてわかりやすく示した（第1号）。	198～199ページ
	日常生活や学習の過程で生じた疑問に対し、自発的に疑問を解明する態度を養えるようにした（第1号）。	200～209ページ

4. 上記の記載事項以外に特に意を用いた点や特色

(1) 第1編においては、「現代社会における諸課題」として、環境、資源・エネルギー、生命、情報を取り上げた。ここでは、現代の社会がどのような社会であるのかについて、その特質や社会生活を客観的に理解させ、幸福・正義・公正の観点から現代社会に対する関心を高めるように工夫した。それらの上に立って、第2編以降の学習に活用されていくことができるように展開した。

1 高度情報化社会の進展と課題

情報通信技術は社会をどう変えたのだろうか？
インターネットによる情報通信技術の発展は、時間や地理的な制約を小さくし、不特定多数の人々の間でのコミュニケーションを可能にした。現在、私たちの社会や生活にどのような変化が生じているだろうか。また、そのようななかで大切なことは何だろうか。身近なところから考えてみよう。

21世紀は、情報の時代である。
交換やコミュニケーションが大きな意味従来のマスメディアに加えて、情報通信技術に発展し、時間や距離を越えて大量の情報・音声・文字・映像など、さまざまな種類の統合するマルチメディアも発達してきた。新(イノベーション)による変化のことを

① マスメディア
不特定多数の人々に大量の情報を伝える新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどがあげられる。



② ソーシャルメディア
ブログやソーシャルネットワークワーキングサービス(SNS)など、Web上で利用者が情報を発信したり、情報を

現代を考える4

「忘れられる権利」を認めるべきか
一度インターネット上に広まった情報は、削除するのが難しい。何年も前の情報や、人に知られたくない情報であっても、検索サイトで検索すれば、すぐに見つけられてしまう。このような状況を受けて、近年、「忘れられる権利」がプライバシー保護の観点から提案されるようになってきている。このような権利を、どの程度まで認めるべきか、考えてみよう。

意見 A 忘れられる権利を法制化すべきである

意見 B 忘れられる権利を認めるべきではない

(2) 第2編においては、現代社会について、倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会など多様な角度から理解させるとともに、自己とのかかわりに着目して、現代社会に生きる人間としての在り方生き方について考察させるように工夫した。

第1章 青年期の持つ意義や自己形成の課題について考えさせるとともに、将来の職業と生活を視野に入れながら青年としての生き方について自覚を深めさせるように展開した。また、先人の生き方・考え方や日本の伝統思想を紹介することで伝統や文化が日常生活にさまざまな影響を与えてきたことに着目させるように工夫した。

3 現代社会における青年の生き方

自分がやりたいことを探してみよう
青年は独自の価値観や行動様式を文化として持っているが、それらが他の人々やどのように結び合い、どうつながっていくのだろうか。現代という時代と社会のなかで、青年たちはどのようにして、自分たちの道を探そうとしているのだろうか。生きることと学ぶこととの関係を考えてみたい。

青年と若者文化
大人社会やその青年特有の自己面もある。また、若者のつくり出したさまざまな面もある。また、若者のつくり出したさまざまな面もある。また、若者のつくり出したさまざまな面もある。

青年と共生社会
しかし、青年も、反抗や拒絶の手になっていかなくてはならない。生きていくのではなく、多くの人々と共に生きていく。味で社会参加は、青年が自己形成をはかるとともに、まな人々との共同と共生の場なのである。

◎ 国際青年海外協力隊
国際協力機構(JICA)によって、発展途上国援助のために派遣される国際ボランティアの一つ。20歳から39歳までの心身ともに健康な日本人が、試験と審査と訓練を受けて派遣される。

◎ 国境なき医師団
自然災害や紛争あるいは大事故や風腫などに際して、


第3節 日本人としての自覚

1 日本の伝統思想と仏教の受容



あなたの地域の年中行事を調べてみよう
自然が豊かな日本では、どのような思想・信仰が育ち、それがどのような行事・儀礼として残されているだろうか。また、中国から朝鮮半島を経て6世紀に日本に流入した仏教は、日本社会にどのようにして受け入れられ、変容し、それまでの日本文化とどのように融合していったのだろうか。

古代日本の共同体とカミ信仰
豊かな自然に恵まれた古代日本の人々は、素朴で大らかな生命力を謳歌し、私心のない純真な心である清明心と共同体との一体感を願う「和」の心を導いた。さらに、共同体に災いをもたらす行為や災害や病気などを「ケガレ」とよび、穢や禊によって浄化した。また、自然豊かな日本には、山川草木などすべての自然物には霊が宿るというアニミズムの思想があった。そして、その霊が具体的な現象として現れるとき、人々はそれを「カミ」とよんだ。神々はいたるところに存在し、八百万の神とよばれたのである。


日本の年中行事と通過儀礼
日本の伝統社会では、一年の決まったときに神々を迎えて祭りが行われる。これを年中行事



◎ ボランティア活動

◎ 初詣



◎ 籠籠と禊 禊(上)は幣などでケガレを除く行為

第2章 民主政治の意義と本質について、生徒自身が主権者としての自覚をもち、主体的に、自分自身の問題として考え、理解できるようにするため、幅広い立場の意見を紹介するように心がけた。また、法に関する基本的な見方や考え方を身に付けさせるとともに、裁判員制度など近年の司法制度改革の内容を紹介し、司法参加の意義を理解させるとともに、生命の尊重について考えることができるように工夫した。

Close-up 9

人間の生活と社会規範

人間が社会生活を営むときに何が求められるかを考えてみよう。
また、私たちをとりまく法にはどのような機能や目的があるか。

●人間と社会
人間は生まれると家族の一員として家族生活を始める。また、学校に入学して学校生活を送り、就職すると会社などの職場のなかで、それぞれの社会の一員として社会生活を送る。さらに、住民として地域社会の一員となり、国のなかでは国家を構成する国民として生活を営む。それらの社会が存続・発展していくためには、個人の自分勝手な行動は許されず、その社会に応じた行動のしかたが求められる。

●社会規範と法
人間が社会生活を営むときには、そこにおいて一定の秩序が保たれる必要がある。秩序

る。法は社会秩序を維持し、とくに法に違反した場合には罰を科す。法とは切り離して考えることはできない。また、法は社会生活のなかで、個人と個人との間に生じる争いを調整し、社会の秩序を維持する役割を果たしている。また、法は社会生活のなかで、個人と個人との間に生じる争いを調整し、社会の秩序を維持する役割を果たしている。

●私たちがとるべき行動
私たちの生活は、家族や友人との間で出生・成長・成熟・老死のさまざまな段階をたどる。この間にさまざまな出来事や出来事を受け取り、それによって人生の方向性が決まってくる。私たちがとるべき行動は、社会生活のなかで、個人と個人との間に生じる争いを調整し、社会の秩序を維持する役割を果たしている。

Close-up 14

裁判員制度

裁判員制度がスタートして10年ほどが経過した。
これまで、何万人もの市民が参加し、多数の被告に判決を言い渡した。
市民の感覚を裁判に活かそうという目的は達成されているのだろうか。

●裁判員の選出
2004年制定の裁判員法にもとづく裁判員制度が、2009年5月から始まった。この制度は、有権者のなかから無作為に選ばれた6人の裁判員が3人の裁判官と一緒に、殺人、強盗致死傷などの重大事件に関する刑事裁判を行うものである。一般の国民の幅広い意見を反映させる目的のため、裁判官や弁護士、法律学の大学教授など法律に携わる職業の人は裁判員になれない。

●裁判員裁判の進め方
3～4日の公開審理で判決を出すため、事前に非公開で検察官と弁護士、裁判官が争点や証拠を絞り込んで審理計画を立てておく。公開前整理手続が義務づけられている。裁判員と裁判官が有罪か無罪かを判断し、有罪の場合の量刑などを評議する。評決が全員一致にいたらない場合には多数決で決められる。ただし、有罪の場合には必ず1人以上の裁判官がそれを支持している必要がある。

第3章 経済分野の学習に、生徒がよりなじめるように、各所に身近な話題や図・グラフ・写真を配するよう心がけた。また、アルバイトや就職活動など高校生に身近な労働に関する話題を取り上げた上で、契約をはじめとする問題から私法について考えられるように工夫した。「公害防止と環境保全」「消費者問題と消費者主権」を通して個人や企業の経済活動における役割と責任について考えられるように工夫した。

Close-up 17

経済社会とルール

600円という時給が安いのが気になりつつも、職場環境の良さが気に入ってアルバイトを始めたとする。でも、そこに問題はないのだろうか。
働くことと法律について考えてみよう。

●アルバイトをすることも契約？
「アルバイトをする」ということは、使用者(雇用者・アルバイト先)と労働者(自分)との労働契約(雇用契約)が締結されていることである。履歴書の提出を求められることなく、「それでは明日から働いてもらえる？」といわれて勤務が始まったとしても、その労働契約は基本的に有効である。労働契約も、売買契約などと同様、双方の意思が合致することで成立するのである。でも、本当にそれだけで問題はないのだろうか。
ここでは、時給600円でアルバイトを始めた場合について、考えてみよう。

●「強行規定」は弱者の味方
「時給600円」の契約は、双方が十分納得しているようであるので、有効のように思える。契約は民法に根拠があるので、それに反して

低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。」とある。また、同第2項には「最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。」とある。これは強行規定である。単に無効化すると仕事がかえって不利になるに、最低賃金と同額でなければならない。●法の原則とその修正
これは近代法の原理「法の原則」に対する大

私たち消費者は本来、商品を自由に選択、購入することによって、生産のあり方を決定する権限を有している。これを消費者主権という。しかし、生産者に比べ、消費者は商品の品質や性能についての知識や情報を十分に有していないことが多い(情報の非対称性)。加えて消費者の消費意欲は企業の宣伝や広告に左右されがちである(依存効果)。また、必要性や機具合を考えず、友達もっているから、流行しているからという理由だけで購入するなど、周囲の消費水準や消費パターンに影響されるデモンストラーション効果にも支配されやすい。クレジットカードやインターネット決済などのキャッシュレス社会の広まりもこのような傾向に拍車をかけている。

第4章 国際政治分野では、困難な課題と試練に直面している世界と日本の中にあって、私たち一人ひとりに何ができるのか、何をなすべきなのかという問題意識を念頭に置いて解説した。国際経済分野では、経済活動のグローバル化が進展し、各国間の相互依存性がますます深化している今日、資本主義とその課題についての正確な知識がますます必要とされるという観点に立って、経済の基本的な概念や理論と日本の世界経済における役割を広い視野から考察するように心がけた。

第4章 国際社会の動向と日本の役割



Introduction 難民問題の現状と日本の役割

① 難民の現状

難民とは、「人種や宗教、国籍、政治的意見などを理由に、迫害を受ける恐れがあるために自分の国を逃れた人」（難民条約）と定義されている。難民数はUNHCR（国連難民高等弁務官事務所）から毎年発表されているが、中東やアフリカ地域を中心にその数は日本の人口の3分の1に迫っており、国際社会の大きな課題となっている（→p.173図3）。

世界の難民



UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）



● ルワンダ難民の歓迎を受ける緒方典子・国連難民高等弁務官（1995年、旧ザイール）

UNHCRは①難民が自国に戻っても安全な状況になったら希望者が帰国できる準備をして帰国させる（本国自主帰還）、②逃げ込んだ国で普通の生活ができるようにその国の政府と交渉する（一時庇護国定住）、③逃げ込んだ国でも安全ではない場合はその他の国で生活できるように各国政府に依頼する（第三国定住）、といった方法で難民問題の解決に取り組んでいる。また、難民が逃れた国が発展途上国であった場合、受け入れ国の要請に応じて、難民の収容施設や仮設住宅、生活用品、水、医療などを提供している。

(3) 第3編においては、現代の世界が抱えているさまざまな問題を生徒自身で考えていく力を養えるようにし、また社会に対して主体的に寄与しようとする態度を育成できるように配慮した。

1 個人と社会の関係

よりよい社会をつくるためには、私たち一人ひとりがそれぞれの能力を発揮し、自分たちの幸福を追求することが必要となる。同時に、その過程のなかで、私たちが社会の構成員としてどのように考え行動すれば社会のさまざまな課題を克服していけるかを意識する必要がある。

課題探究例

- フェアトレードの商品を扱っている企業や商店について具体的に調べて、その役割について話し合ってみよう。
- 投票や市民運動などではなく、消費行動を通して社会変革を実現すること。校生として、本文であげた内容以外にどのような消費行動を取るべきか、
- 私たちの身のまわりで、過度な消費によってストレスを生み出すものには、

4 研究成果をまとめて社会へ発信しよう

研究成果をまとめる

研究成果をまとめる手段として、論文、レポート、小論文などがある。研究した成果をどのようにすればうまくまとめることができるのだろうか。論文作成を例に考えよう（レポートの場合は★、小論文の場合は●を中心にまとめることになる）。

A. 基本的な考え方

研究成果のまとめ方は、「事実」と「事実にもとづいた考察」を述べるようにする。そこで、証拠や根拠をあげながら記述することが求められる。自分の思いや感覚で書くのではなく、客観的な視点を意識しながら記述し、結論を導いていくようにする。

C. 論文を書く際の留意点

- ・ 文の末尾は「[である]」を基本とする。
 - ・ あいまいな修飾語の使い方に留意する。たとえば「優れた」ということばは、何をもちて「優れた」とするのか（定義）が不明瞭で、書き手の感覚に依存することがある。そのようなことばや使い方はできるだけ避ける。
 - ・ 簡潔に書き、一文は長くならないようにする。
 - ・ 引用、参考とした資料は必ず明記する。
- 本や雑誌** 筆者名、書名（版数）、出版社名、出版年、掲載箇所（ページ）
- インターネット** サイトの運営主体、情報テーマ、URL、情報入手日
- 新聞** 記事テーマ、新聞名、朝夕刊の別、発行日、掲載箇所（ページ）

編 修 趣 意 書

(学習指導要領との対照表, 配当授業時数表)

※受理番号	学 校	教 科	種 目	学 年
27-18	高等学校	公民科	現代社会	
※発行者の 番号・略称	※教科書の 記号・番号	※教 科 書 名		
104 数研	現社 320	改訂版 高等学校 現代社会		

1. 編修上特に意を用いた点や特色

- (1) 本文の内容を編・章・節に分けた。各章のはじめに「Introduction」を見開き2ページで設け、現代社会にかかわるさまざまな問題を取り上げた。学習への関心・意欲を高められるように、高校生にとって身近な話題に関する図表・写真を多く用いた。

第 1 章 地球環境問題

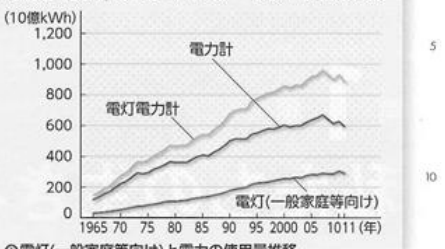
Introduction
豊かな暮らしと地球環境

①豊かで便利な暮らし

日本は、第二次世界大戦後、経済の著しい復興により大きく発展を遂げた。今日、私たちはかつてないほど豊かな暮らしを享受している。スーパーには食べものがあふれ、テレビやインターネットなどでは大量の情報が飛びかい、オンラインで注文すれば好きな物が自宅に届く。現代の先進国に住む私たちにとっては当たり前かもしれないが、昔の日本や現在の発展途上国においては夢のような暮らしだ。しかし、こうした大量消費社会には影の部分もある。経済発展が著しい1960年代、工場から排出される廃水や煤煙、あるいは自動車の排気ガスなどが原因となって健康被害が生じ、「公害」として社会問題化したのである。



アポロ17号から撮影した地球
(1972年)



◎電灯(一般家庭等向け)と電力の使用量推移
(経済産業省「エネルギー白書」による)

- (2) 1節は3～6の項目からなり、1項目は見開き2ページ構成とした。項目内には小見出しをつけて、学習内容がはっきりわかるようにした。また、必要に応じて傍注や副文(補足・比較・参考)を設け、学習上・指導上の参考になるようにした。

小見出し

内閣の地位と組織

傍注

●内閣総理大臣の権限
内閣総理大臣は、国務大臣の任免権をもつ(第68条)。また、「内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告」とともに、「行政各部を指揮監督する」(第72条)と規定されている。

補足 本文に掲載された事項について、その内容をさらに深く理解するための解説。

補足 ▶1 衆議院の解散 日本国憲法下ではこれまで20回以上の衆議院解散が行われてきたが、そのうち内閣不信任案可決による解散は、1948年・1953年（吉田内閣）、1980年（大平内閣）、1993年（宮沢内閣）の4回だけである。このような解散は69条解散とよばれている。それ以外の解散は、憲法第7条を根拠として、すべて内閣の判断で行われた。このように、衆議院の解散は、内閣不信任決議と関係なく内閣総理大臣の政治判断によって行われることの方が多い。

比較 他の事項との関連や同じ性格の事項について、事項間の類似点や相違点を整理・理解するための解説。

比較 裁判の種類

民事裁判は金銭貸借のような^{しじんかん}私人間の法律関係の争いで、訴訟を起こした者が原告で起こされた者が^{ひごく}被告である。**刑事裁判**は罪を犯した者に対して、検察官が原告となり、起訴された被疑者（被告人）を裁判所に訴える。このほか、国や地方公共団体と個人、または行政機関相互の争いについては、原則として民事裁判の手続きで実施される**行政裁判**が行われる。

参考 現代社会を理解する上での参考になる、時事的または高度な内容、あるいは歴史的な事項の解説。

参考 明治憲法下の内閣 明治憲法には内閣についての規定がなく、内閣総理大臣は天皇が任命し、ほかの国务大臣と同列の「同輩中の首席」であった。各国务大臣は個々に天皇を^{ほつ}輔弼し、天皇にのみ責任を負うとされていた。

(3) 授業の展開を容易にし、かつ目的意識を持って学習できるように、各項目には、その項目の主要テーマについての「導入」を設け、かつその「導入」を「本文」の直前に入れることで、意味あるものにしようと思図した。

青年はおとな？ それとも子ども？

きみたちはいま青年期というかけがえのない時期を生きている。その青年期はどのようにして始まり、青年はどのようにして大人になっていくのだろうか。そして、その青年期にはどのような特徴があり、それが大人になるためにどのような意義や役割をもっているのだろうか。

(4) 現代社会の学習としてとりあげられている倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会などに関する問題を個別的に説明するだけでなく、各所に参照ページを付して相互に有機的に学習できるようにした。また、中学校公民で学習した最重要用語に赤下線を引き、中学校での学習を踏まえて高等学校の学習ができるように配慮した。

参照ページ

冷戦の終結後、地域紛争や民族紛争が各地で頻
ひん
ばつ
(→p.169)
 発することとなった。そのような状況のなかで、

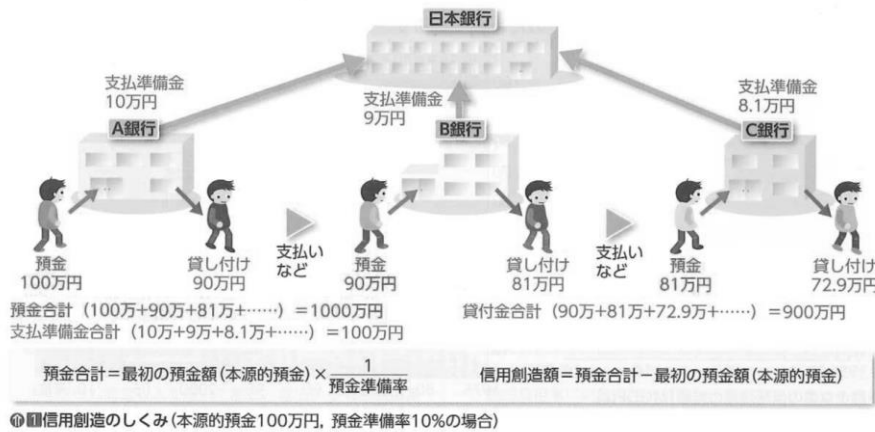
最重要用語

帝国議会でいくつかの修正を行い可決・成立した**日本国憲法**は、同年11月3日に公布され、翌1947年5月3日に施行された。

日本国憲法の
 基本原理

日本国憲法の基本原理は明治憲法とは大きく異なる。第一は、**国民主権**である。前文で「主権が国民に存する」と宣言し、第1条でも国民主権を明記した。また、「国会における代表者を通じて行動」する**議会制民主主義**を採用し、国民の代表である国会を「**国権の最高機関**」と位置づけた。

(5) 多色刷りを効果的に利用し、工夫された図表、イラストや写真などを盛り込むことにより、複雑な内容を容易に理解・把握できるようにするとともに、生徒が興味を持って学習できるようにした。



(6) 本文以外にも、本文の関連内容を中心に一つの話題について深く掘り下げるコラムである「Close-up」や現代社会に関するさまざまな問題を考える「現代を考える」を適宜設けることで、使用する学校に応じたさまざまな活用が可能になるように工夫した。

Close-up

Close-up 1

動物園の人気者 ゾウやゴリラが絶滅？

近年、野生生物種の絶滅が急速に進行していると報告されている。
 その原因は何だろうか。
 生態系を構成する生物種の絶滅は、私たちにどのような影響を及ぼすだろうか。

現代を考える

現代を考える 1

地球環境問題：開発か環境か

2007年、中国の二酸化炭素排出量がアメリカを抜いて1位になった。1992年にリオデジャネイロで開かれた国連環境開発会議では、「共通だが差異ある責任」が確認された。これは、先進国・発展途上国ともに環境問題に責任を負うが、先進国が率先して取り組み、途上国への資金と技術援助を行うべきだということである。しかし、今日この図式が問題視され、途上国も先進国と同じだけの責任を負うべきとの声もある。



◎大気汚染(中国)

(7) 本文の学習を進めるにあたって必要な、日本国憲法・大日本帝国憲法（抄）・教育基本法（抄）・労働基本法（抄）・国際連合憲章（抄）・世界人権宣言（前文）を巻末の参考資料として掲載した。

2. 対照表

図書の構成・内容	学習指導要領の内容	該当箇所	配当 時数
第1編 私たちの生きる社会	(1) 私たちの生きる社会	6～38ページ	8
第2編 現代社会と人間としてのあり方 第1章 青年期と自己の形成	(2) 現代社会と人間としての在り方 ア 青年期と自己の形成	40～67ページ	11
第2章 現代の民主政治と政治参加の意義	(2) 現代社会と人間としての在り方 イ 現代の民主政治と政治参加の意義 ウ 個人の尊重と法の支配	68～113ページ	17
第3章 現代の経済社会と経済活動のあり方	(2) 現代社会と人間としての在り方 エ 現代の経済社会と経済活動の在り方	114～159ページ	17
第4章 国際政治の動向と日本の役割	(2) 現代社会と人間としての在り方 オ 国際社会の動向と日本の果たすべき役割	160～196ページ	13
第3編 とともに生きる社会をめざして	(3) 共に生きる社会を目指して	198～209ページ	4
		計	70